

# 平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	5	府 省 庁 名	国土交通省・環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他( )		
見直し項目名	建設廃棄物の再資源化施設等に係る課税標準の特例措置		
見直し内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象 建設混合廃棄物選別装置（廃止）</li> <li>・ 特例措置の内容 対象装置の課税標準の特例措置（取得後 3 年間、通常の課税標準となるべき価格を 3 / 4 の額に軽減）</li> </ul>		
関係条文	<span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     地方税法附則第 15 条第 15 項、施行令附則第 11 条第 23 項、施行規則附則第 6 条第 41 項第 1 号                 </span>		
廃止 又は 縮減の 理由	建設混合廃棄物選別装置の設置が進み、近年の適用実績が減少しており、税制措置を講じる有効性が少なくなってきたため。		
増収 見込額	1 1 8		（単位：百万円）